

## 審議案件に関する概要

平成28年 7月19日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	平成27年12月4日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代田区三崎町3-3-23
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

### 2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ清水店、コメリハード&グリーン十勝清水店 上川郡清水町南2条11丁目1-1ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	
(3) 新設日	平成28年8月5日	
(4) 店舗面積の合計	1,995 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	110 台
	駐輪場の収容台数	10 台
	荷さばき施設の面積	84 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	24 m <sup>3</sup>
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	株式会社ツルハ 午前7時00分～翌午前0時00分 株式会社コメリ 午前7時00分～午後7時30分
	駐車場の利用時間帯	午前6時00分～翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	出入口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

### 3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 82 台 ≤ 設置台数 110 台
----------------	-------------	--------------------------

	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 25 台確保			
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	10 台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無し			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないように配慮する。</li> <li>荷さばきスペースには、安全を考慮し、ミラーを設置する。</li> </ul>			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口看板、出庫時の一時停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> <li>繁忙時には、交通整理員により、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。</li> <li>店舗社員や取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認を行うよう徹底指導する。</li> </ul>			
	交通整理員の配置	繁忙時や大規模な販売促進催事で混雑が予想される時には、2名の交通整理員を出入口周辺に配置し、円滑な交通誘導及び歩行者の安全に配慮する。			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として 10 cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>一時堆雪帯を設置する。</li> <li>出入口付近の堆雪は、運転者の視距の妨げにならない高さとする。</li> <li>除排雪作業は、原則的に深夜早朝(午後 10 時以降及び午前 6 時前)を避けて実施する。</li> </ul>			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針に基づく必要駐車台数 82 台に対し 110 台を設置し、内、身障者専用駐車スペースを 3 台・高齢者専用駐車スペースを 2 台設置する。</li> <li>オープン時には、チラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には、交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。</li> </ul>			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	55 dB	51 dB	○
		2	60 dB	42 dB	○
		3	60 dB	39 dB	○
		4	60 dB	43 dB	○

夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評 価	
	1	45 dB	38 dB	○	
	2	50 dB	27 dB	○	
	3	50 dB	29 dB	○	
	4	50 dB	31 dB	○	
夜間の音源 毎騒音レベ ル最大値の 予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評 価
	a1	空調機①	50 dB	37 dB	○
	a2	冷凍機室外機①	40 dB	39 dB	△
	a3	室外機排気 ガラリ①～⑦	40 dB	23 dB	○
	c1	自動車走行音	50 dB	41 dB	△
	c2	自動車走行音	50 dB	42 dB	△
	c3	自動車走行音	50 dB	46 dB	○
	d1	ドア開閉音	50 dB	43 dB	△
	d2	ドア開閉音	50 dB	43 dB	△
	d3	ドア開閉音	50 dB	47 dB	○
評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際で、規制基準値を満たす。					
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入車両のアイドリング停止を徹底する。</li> <li>・ 計画的な商品搬入により、搬出入車両の低減及び荷さばき作業の時間短縮を図る。</li> <li>・ 冬季の除排雪作業は、原則的に深夜早朝（午後 10 時以降及び午前 6 時前）は実施しない。</li> </ul>			
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）の荷さばき作業は行わない。</li> <li>・ 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止するとともに、作業時間の短縮、騒音はもとより、排気ガスの削減を配送業者とともに取り組む。</li> </ul>			
付帯設備・施設等の対策		空調室外機は、最新の低音型の機種を選定することにより、騒音の低減に配慮する。			
青少年等の蝟集等の対策		駐車場出入口に使用時間外は、チェーン等により閉鎖し、適切な位置に照明を設置する等、暴走車両等の進入に対処し、騒音の発生防止に努める。			
その他の対応方策		万が一、住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応する。			
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	保管庫① 指針容量 4.3 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 17.0 m <sup>3</sup> 保管庫② 指針容量 4.4 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 7.0 m <sup>3</sup>			
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管規模は、指針規模より十分な余裕をもった構造としている。</li> <li>・ 保管施設は、屋内へ配置し、廃棄物を外部に散乱させない。</li> </ul>			
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。			

	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止 その他の対応方策	当該店舗は、調理臭は発生しない。 店舗運営責任者（店長など）との連携で、生活環境問題を発生させる恐れのある事態に対して、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場照明、広告塔照明は、設置方向を考慮し、周辺環境へ配慮する。</li> <li>・ 街並みづくり等への取り組みが行われる際には、可能な範囲において協力する。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場敷地の一部使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うよう要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体等から防犯訓練等への協力依頼等があった場合は、必要な協力を行う。</li> <li>・ 店舗敷地内においては、適切な位置に照明を配置し、閉店後は駐車場を閉鎖する等、未然に防犯対策に努める。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (新得警察署)	平成27年2月20日 届出概要を提出し、店舗配置・交通渋滞分析手法について説明。 (新得警察署) 多少の交通量の増加はあると思うが、分析手法は問題ないと思う。 (対応方針) センサデータを活用し、店舗前の右左折の分析を行う。

<p>公安委員会 (新得警察署)</p>	<p>平成27年3月19日</p> <p>届出概要を提出し、店舗施設の配置、駐車場出入口の位置・数及び誘導方法について説明。</p> <p>(新得警察署)</p> <p>① 出入口1の右折入庫をしないようにしてほしい。釧路方面本部にも意見聴取してほしい。</p> <p>② 営業時間終了後、チェーン等で入口の閉鎖をお願いしたい。</p> <p>③ 駐車場内の自動車動線は、一方通行にするのか。</p> <p>④ 駐車場内に歩行者専用の通路・歩道は設置するのか。</p> <p>⑤ 防犯カメラは設置するのか。</p> <p>⑥ 夜間の照明関係はどこに設置するのか。ツルハの荷さばき施設近辺が暗いような感じがする。</p> <p>⑦ 歩道側と店舗前等の危険な所は、車止めの設置を検討してほしい。</p> <p>⑧ 駐輪場の設置は、ツルハ側のみの予定か。</p> <p>(対応方針)</p> <p>① 釧路方面本部から意見聴取し、判断を仰ぐ。</p> <p>② チェーン等で封鎖する。</p> <p>③ 道路幅6.7m以上を確保しているため、一方通行にはしない。</p> <p>④ 歩行者専用通路・歩道の設置は計画していない。</p> <p>⑤ コメリ店舗側に設置する予定。</p> <p>⑥ 道路側・歩道手前の自立看板の2箇所と店舗入口の看板に照明を設置予定。店舗裏は住宅であるため、適切に対処していきたい。</p> <p>⑦ 小売業者に確認する。</p> <p>⑧ ツルハ側のみに設置予定。</p>
<p>公安委員会 (釧路方面本部)</p>	<p>平成27年3月20日</p> <p>届出概要を提出し、店舗施設の配置、駐車場出入口の位置・数及び誘導方法について説明</p> <p>(釧路方面本部)</p> <p>① 新得警察署の協議内容と同意見。</p> <p>② 出入口1の右折入庫については、右折入庫できないようにするのが一番良いが、一度、問題ないか検討する。</p> <p>(対応方針)</p> <p>①② 了解</p>

<p>公安委員会 (道警本部)</p>	<p>平成27年3月24日 届出概要を提出し、店舗施設の配置、駐車場出入口の位置・数及び誘導方法について説明。また、新得警察署及び釧路方面本部との協議内容を報告。 (道警本部) ① 敷地前の国道274号は交通量が多いと認識。既存の切下げがあることや以前ボウリング場だったことも鑑み、全出入口の右左折の入出庫は問題ない。 ② 国道の一部が、道路幅員を狭くするゼブラゾーンになっているため、過去に事故があったか、新得警察署に確認してほしい。 ③ コメリの荷さばき車両の誘導の際は、従業員を設置して安全確認を行うこと。 ④ 前面道路が通学路の指定を受けているため、学童注意の看板を設置すること。 (対応方針) ① 了解。 ② 新得警察署に確認する。(新得警察署より道警本部に報告) ③ 了解。 ④ 学童注意の看板を設置する。</p>
<p>公安委員会 (釧路方面本部)</p>	<p>平成27年3月27日 前回の協議内容の検討と結果報告を行った。 (釧路方面本部) ① 出入口の設置計画について、3箇所から2箇所にはできないか。 (当初の) 出入口1と2は、T字路の中央に切下げがあり十字路になるため、直進して店舗に進入してくる車と国道の車が接触事故を起こす可能性があることから、十字路にならないよう出入口を設置してほしい。 出入口が2箇所になれば、全出入口の右左折入出庫は問題ない。 ② 出入口に一時停止の看板を設置してほしい。 (対応方針) ① 了解。再検討する。 ② 了解。一時停止の看板を設置する。</p>
<p>公安委員会 (新得警察署、釧路方面本部、道警本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年4月3日、新得警察署に対し、電話により、出入口3箇所を2箇所にすることを報告し、承諾を得た。</li> <li>・ 平成27年4月5日、釧路方面本部に対</li> </ul>

	し、電話により、出入口3箇所を2箇所にすることを報告し、承諾を得た。 ・平成27年4月6日、道警本部に対し、電話により、出入口3箇所を2箇所にすることを報告し、承諾を得た。
公安委員会 (釧路方面本部)	平成27年10月20日 従来の届出より、各テナントの開店スケジュールの変更点等について説明。 (出入口の位置変更、従業員駐車場及び冬期堆雪場所の確保、午後10時以降の駐車場の利用方法、ツルハの開店日及びコメリの開店時期) (釧路方面本部) 指摘事項なし。
公安委員会 (新得警察署)	平成27年10月30日 従来の届出より、各テナントの開店スケジュールの変更点等について説明。 (出入口の位置変更、従業員駐車場及び冬期堆雪場所の確保、午後10時以降の駐車場の利用方法、ツルハの開店日及びコメリの開店時期) (新得警察署) 指摘事項なし。
公安委員会 (釧路方面本部)	平成27年11月6日 釧路方面本部から問い合わせ。 (釧路方面本部) ① 照明の設置位置について確認したい。 ② 隣地及び道路境界にフェンスを設置するの か。 (対応方針) ① ツルハは、サインポールに1箇所、店舗の角に2箇所、計3箇所を設置。 コメリは、サインポールに1箇所、店舗の角に2箇所、店舗中央に1箇所、計4箇所を設置予定 ② 隣地及び道路境界にフェンスを設置する。
地元市町村(清水町)	
産業振興課	平成27年3月19日 届出概要を提出し、店舗施設の配置、駐車場出入口の位置・数及び誘導方法について説明。 (産業振興課) ① 契約形態を説明してほしい。 ② 難しいと思うが、(町で設置を検討している)道の駅を設置できるか。 ③ 商工会へ報告してよいか。

	<p>④ 地域住民へのお知らせはあるか。</p> <p>⑤ 建築業者は決定しているか。地元業者へ依頼していただくと有り難い。</p> <p>(対応方針)</p> <p>① コメリは、自社で土地を賃借し、店舗を建設・運営。ツルハは、芙蓉総合リースが土地を賃借・店舗を建設し、ツルハへ賃貸して店舗運営を行う。</p> <p>② 道の駅の設置は困難。</p> <p>③ 店舗計画は機密事項のため、立地法届出書の受理後に、商工会へ報告願いたい。</p> <p>④ 立地法届出書の受理後、2ヶ月以内に住民説明会を実施する。</p> <p>⑤ 現時点では未決定。業者選定は入札方式。</p>
教育委員会	<p>平成27年3月19日</p> <p>届出概要を提出し、店舗施設の配置、駐車場出入口の位置・数及び誘導方法について説明。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>① 清水小学校・中学校の通学路となっているため、朝6時30分～8時00分ほどに児童が多いので、注意してほしい。</p> <p>② 冬季間の除雪に注意し、児童を巻き込まないように適切な視距を保ってほしい。</p> <p>③ 営業時間終了後、チェーン等で入口を閉鎖してほしい。</p> <p>④ 工事期間中は十分に注意してほしい。工事実施日を連絡いただきたい。</p> <p>(対応方針)</p> <p>① 了解。学童注意の看板を設置する。</p> <p>② 了解。</p> <p>③ チェーン等で封鎖する。</p> <p>④ 了解。</p>
産業振興課	<p>平成27年9月30日</p> <p>従来の届出より、各テナントの開店スケジュールの変更点等について説明。</p> <p>(産業振興課)</p> <p>指摘事項なし。</p>
教育委員会	<p>平成27年11月17日</p> <p>従来の届出より、各テナントの開店スケジュールの変更点等について説明。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>指摘事項なし。</p>
道路管理者	
北海道開発局帯広開発建設部	<p>平成26年10月22日</p> <p>店舗施設の配置、駐車場出入口の位置・数について説明し、道路切下げについて協議。</p>



		<p>(開発建設部)</p> <p>① 原則として、1建物に1箇所の切下げしか認めていない。</p> <p>② 計画図だとドラッグストアの敷地内に、既存の切下げが2箇所ある。ホームセンター側に新規切下げを設置するのは問題ない。</p> <p>(対応方針)</p> <p>①② 了解。</p>
	北海道開発局帯広開発建設部	<p>平成27年3月26日</p> <p>店舗施設の配置が変更になったため、道路切下げについて説明。</p> <p>(開発建設部)</p> <p>① 店舗の配置が変更となったため、既存の切下げを含め、3箇所設置することは難しい。既存の切下げを復旧し、新規切下げ2箇所を設置することは可能。</p> <p>② 切下げ幅は、ホームセンター側は12m、ドラッグストア側は8mまで承諾する。</p> <p>(対応方針)</p> <p>①② 了解。</p>
	北海道開発局帯広開発建設部	<p>平成27年12月1日</p> <p>従来の届出より、各テナントの開店スケジュールの変更点等について説明。</p> <p>(開発建設部)</p> <p>指摘事項なし。</p>

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	H28.4.25 意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見

H28.6.24 問題はないものとする。
----------------------

## 審議案件に関する概要

平成28年 7月19日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項
届出日	平成28年1月28日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 康正	函館市港町3丁目18番15号

### 2 届出事項

(1)店舗名及び住所	イエローグローブ斜里店 斜里郡斜里町字豊倉43番5ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 康正 函館市港町3丁目18番5号	
(3)新設日	平成28年9月29日	
(4)店舗面積の合計	2,221㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	93台
	駐輪場の収容台数	16台
	荷さばき施設の面積	51㎡
	廃棄物保管施設の容量	19㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時から午後9時まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後9時30分まで
	駐車場の出入口数	出入口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

### 3 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数93台 ≤ 設置台数93台
	従業員駐車場等の整備	22台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	16台
	来客車両等の入庫方法	平面自走式 オペレーター無し

	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、搬出入車両が集中しないよう配慮する。					
	歩行者の安全対策	駐車場出入口は見通しの良い位置に設けるとともに、一旦停止ラインを表示し歩行者の安全確保に配慮する。					
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し日等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。					
	除排雪による堆積方法	10 cm程度の降雪が生じた場合に除雪を行う。 駐車場 13 台分が堆積スペースとして確保されており、堆積場が満杯になれば排雪を行う。					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価		
		1	60dB	42dB	○		
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価		
		1	50dB	17dB	○		
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果		評価
					(敷地境界)	(住居壁際)	
					a 1	冷凍機	
	a 2	排気	50dB	32dB	○		
	荷さばき作業等の対策		計画的な搬入により搬入台数を減少させ騒音を軽減する。				
	附帯設備・施設等の対策		室外機は低騒音型を設置する。				
青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。					
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者へのアイドリング防止の指導、来客への呼びかけ看板設置。</li> <li>・駐車場の除雪作業は午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行わない。</li> </ul>					
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 10 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 19 m <sup>3</sup>				
	保管場所の位置、構造等		廃棄物保管施設は屋外密閉型とし、飛散防止に配慮する。				
	運搬・処理対策		廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。				
	減量化、リサイクル等		廃棄物の分別処理の徹底に努める。				
	調理臭、悪臭の飛散防止		調理臭や悪臭は発生しない。				
	その他の対応方策		生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。				
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明や広告塔照明は「光害」を生じることのないよう、10 ルクス程度に抑え営業時間終了後消す。</li> <li>・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害する事のないように調和を図る。</li> </ul>					

(5) 防災対策への配慮	地方公共団体から災害時に避難場所や物資の提供要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	閉店後の施錠の徹底、自治会の防犯活動への協力、所轄警察署との連携による緊急時の対応を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況	<p>平成 27 年 12 月 22 日 北見方面斜里警察署地域交通課 届出書案提示し概要説明。下記のとおり指導事項があり、対応方針に了解を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 駐車場内での車同士の接触事故が多いため、路面表示等の工夫を行うこと。 → 矢印ライン、一旦停止ライン等表示する。</li> <li>② 独立看板により出庫車両の視距を遮らないよう配慮すること → 出庫車両の視距を 120 度以上確保するよう独立看板を設置する。</li> <li>③ 出入口面国道には歩道が無いため、出入口を明るくしドライバーが歩行者を確認できるよう配慮すること。 → 出入口付近を照らす照明を設置する。</li> <li>④ 出入口にセンターラインを引いて事故防止対策をすること。 → センターラインを表示する。</li> <li>⑤ 知床観光で夏場の交通量が増加するため注視すること。 → 危険が伴うほどの混雑がある場合は交通整理員を配置し混雑回避の対策を講じる。</li> <li>⑥ 店舗入口付近に駐車場に向けて防犯カメラを設置してほしい。 → 検討する。</li> </ul> <p>平成 28 年 1 月 道警本部交通部交通規制課 8 日 届出書案提示し概要説明。 斜里警察署指摘のとおり出口の視距を確保すること。 13 日 電話にて追加指導事項あり 搬入車両はどちらか一方の出入口のみを使用した方が危険が少なくなるとの指摘があり、出入口①のみ利用することで了解を得る。</p>
	<p>平成 27 年 12 月 21 日 網走開発建設部網走道路事務所 配置設計図を提示し、国道側出入口の位置と数について協議した結果、取付道路 2 箇所設置了承される。</p>

	地元市町村	平成 27 年 12 月 斜里町役場産業部商工観光課 22 日 届出書案提示し概要説明。 28 日 電話にて特に問題無い旨の回答を得る。 騒音対策において、予定地を準工業地域の基準を使用することについても問題は無いとの回答。
--	-------	--

4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	平成 28 年 5 月 30 日付け意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし
------